

被害少年カウンセリングアドバイザー運用要綱

第1 目的

この要綱は、被害少年カウンセリングアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の委嘱及び活動の基準等を定めることを目的とする。

第2 委嘱

アドバイザーは、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）の推薦により、本部長が委嘱するものとする。

第3 適格者の推薦

少年課長は、前項の推薦に当たっては、次に掲げる要件を具備している者を被害少年カウンセリングアドバイザー委嘱推薦書（省略）により推薦するものとする。

- （1）人格及び識見が卓越し、社会的信望を有すること。
- （2）相談業務について豊富な知識及び技術を有すること。
- （3）被害少年対策について理解を有すること。
- （4）被害少年等の支援活動に対して熱意と行動力を有すること。

第4 委嘱状の交付

アドバイザーの委嘱は、委嘱状（省略）を交付して行うものとする。

第5 任期

- 1 アドバイザーの任期は、1年とする。ただし、再委嘱することを妨げない。
- 2 アドバイザーが欠けた場合における補充のアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

第6 解職

アドバイザーが、その任務を遂行するに適さない理由があると認める時は、前記第5の任期中にかかわらず、これを解職することができる。

- （1）心身の故障により、任期が遂行できなくなったとき。
- （2）アドバイザーとしてふさわしくない行為がたったとき。
- （3）アドバイザーとして要件を欠くと認められたとき。
- （4）本人から辞意の申し出があったとき。

2 少年課長は、アドバイザーに前記1の解職事由が生じたときは、解職事由報告書（省略）により、本部長に報告すること。

第7 任務

アドバイザーは、少年課長と緊密な連絡の下に次の業務に当たること。

- （1）精神的痛手を受けた被害少年に対するカウンセリング、診療等。
- （2）少年補導専門員等の実施するカウンセリングに対する助言及び指導

第8 協力要請

- 1 所属長は、被害少年等に対してアドバイザーの助言、指導、診療等の必要を認めるときは、少年課長と協議し、アドバイザーに対して協力要請するものとする。
- 2 所属長は、前記7の（1）の要請をした場合には、被害少年処理簿（省略）にその内容を記載しておくこと。

第9 留意事項

- 1 アドバイザーは、その業務を通じて知り得た秘密を他人に漏らさないこと。
- 2 被害少年等の正当な権利及び自由を侵害することのないように十分留意すること。
- 3 アドバイザーは、カウンセリングに関する専門的知識及び技術の向上に努め、必要に応じて警察職員等のカウンセリングについて指導及び助言すること。
- 4 アドバイザーは、被害少年等のカウンセリングにより専門機関への引継ぎが相当と認める場合には、速やかに専門機関への引継ぎあるいは、引継ぎの便宜を図ること。